

朝来市創生の会 公式会派綱領 (会派規約付属資料)

第1章 会派理念 (Philosophy)

(1)

朝来市創生の会は、

「会員議員は成長環境を保持し、議員としての当たり前の努力を惜しまず、議会活動の充実を目指す」

という理念のもとに結集した議員会派である。

(2)

私たちは、市民から負託を受けた代表として、常に自己研鑽に努め、誠実・公正・透明な議会活動を行い、朝来市の持続的発展と市民福祉の向上に寄与することを使命とする。

第2章 基本方針 (Principles)

(1) 正義の貫徹と倫理の確立

市民の信頼を基礎とし、不正・不誠実・不透明な行為を排し、議会人としての倫理と責任を貫く。

(2) 責任ある議会運営の推進

議会の品位と秩序を保持し、建設的な討議を重視し、安定と改革の両立を図る。

(3) 政策形成能力の向上

市民の声を的確に把握し、科学的かつ実証的な調査研究を行い、実効性ある政策提言を行う。

(4) 市民との協働と信頼の深化

開かれた議会運営を推進し、説明責任を果たすとともに、市民とともに考え、課題解決に取り組む議会文化を醸成する。

(5) 持続可能な地域社会の創造

人口減少・地域経済・環境など複合的課題に対し、創意と連携により対応し、将来世代に誇れる朝来市を築く。

第3章 行動目標 (Action Agenda)

(1) 議員としての資質向上を目的とする研修・政策研究の継続実施。

(2) 議会人行動基準（倫理規範及び法規範）の徹底。

(3) 市民との意見交換会・対話の場を定期的に開催。

(4) 政策課題への具体的提案及び実施状況の検証。

(5) 多様な市民の参画を促す議会環境づくりの推進。

第4章 結び

(1)

朝来市創生の会は、常に「正義」と「責任」をもって議会活動に臨み、倫理と誠実を基調とする議会運営を通じて、市民の幸福と朝来市の未来に尽力する。

(2)

本綱領は、会派の理念および行動指針として、全会員議員が遵守し、不断に点検・深化を図るものとする。

附 記

本綱領は、令和7年11月1日から施行する。